

常磐自動車道
十王川橋耐震補強工事

交 付 図 書 正 誤 表

東日本高速道路株式会社 関東支社

水戸管理事務所

対象	特記仕様書 26-7-2-3 施工																
誤	<p>26-7-2 落橋防止構造 26-7-2-1 種別 共通仕様書17-5-4(2)に以下を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="520 250 1090 461"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P1-a</td> <td>PC鋼材を用いて桁と下部工を連結するもの a: 落橋防止構造1本当たりの設計地震力〇〇(kN)</td> </tr> <tr> <td>鋼製ブラケット</td> <td>下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送、設置</td> </tr> <tr> <td>アンカー工 φa・L(b)</td> <td>落橋防止構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の不達孔を含む 削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分を行うものをいう。 なお、アンカーボルトの材料は鋼製ブラケットに含む。また、上部工付ブラケットのアンカーボルトの材料はP1-aに含む。 φa: コンクリート削孔径(mm)、L: 設計削孔長(mm)、b: 削孔向き</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-7-2-2 作業内容 落橋防止構造の単価表の項目に含める作業内容は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="520 517 1090 797"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P1-a</td> <td>1) 芯出し調整工 2) 上部工付ブラケット、落橋防止構造及びアンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 3) 上部工付ブラケット取付に伴う既設コンクリート桁のチッピング・無収縮モルタルの施工、アンカーボルトの挿入・固定</td> </tr> <tr> <td>鋼製ブラケット</td> <td>1) 芯出し調整工 2) 鋼製ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 3) 鋼製ブラケット及びアンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 4) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの挿入・固定</td> </tr> <tr> <td>アンカー工 φa・L(b)</td> <td>1) 既設コンクリート構造物の不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着 2) 削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-7-2-3 施工 共通仕様書17-4-3に以下を追加する。 (5) 落橋防止構造の溶融亜鉛めっき 落橋防止構造の溶融亜鉛めっきは、共通仕様書11-9-4の各関連項目及び設計図書に示すものとする。 (6) アンカー工の施工については、本特記仕様書26-7-1-2の規定によるものとする。 (7) 無収縮モルタルの施工は構造物施工管理要領III-5-2-3によるものとする。</p> <p>26-7-2-4 溶接に関する事項 落橋防止構造の製作については、共通仕様書17-5-4の規定による他、以下によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">27</p>	単価表の項目	区分内容	P1-a	PC鋼材を用いて桁と下部工を連結するもの a: 落橋防止構造1本当たりの設計地震力〇〇(kN)	鋼製ブラケット	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送、設置	アンカー工 φa・L(b)	落橋防止構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の不達孔を含む 削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分を行うものをいう。 なお、アンカーボルトの材料は鋼製ブラケットに含む。また、上部工付ブラケットのアンカーボルトの材料はP1-aに含む。 φa: コンクリート削孔径(mm)、L: 設計削孔長(mm)、b: 削孔向き	単価表の項目	作業内容	P1-a	1) 芯出し調整工 2) 上部工付ブラケット、落橋防止構造及びアンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 3) 上部工付ブラケット取付に伴う既設コンクリート桁のチッピング・無収縮モルタルの施工、アンカーボルトの挿入・固定	鋼製ブラケット	1) 芯出し調整工 2) 鋼製ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 3) 鋼製ブラケット及びアンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 4) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの挿入・固定	アンカー工 φa・L(b)	1) 既設コンクリート構造物の不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着 2) 削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分
単価表の項目	区分内容																
P1-a	PC鋼材を用いて桁と下部工を連結するもの a: 落橋防止構造1本当たりの設計地震力〇〇(kN)																
鋼製ブラケット	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送、設置																
アンカー工 φa・L(b)	落橋防止構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の不達孔を含む 削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分を行うものをいう。 なお、アンカーボルトの材料は鋼製ブラケットに含む。また、上部工付ブラケットのアンカーボルトの材料はP1-aに含む。 φa: コンクリート削孔径(mm)、L: 設計削孔長(mm)、b: 削孔向き																
単価表の項目	作業内容																
P1-a	1) 芯出し調整工 2) 上部工付ブラケット、落橋防止構造及びアンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 3) 上部工付ブラケット取付に伴う既設コンクリート桁のチッピング・無収縮モルタルの施工、アンカーボルトの挿入・固定																
鋼製ブラケット	1) 芯出し調整工 2) 鋼製ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 3) 鋼製ブラケット及びアンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 4) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの挿入・固定																
アンカー工 φa・L(b)	1) 既設コンクリート構造物の不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着 2) 削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分																
正	<p>26-7-2 落橋防止構造 26-7-2-1 種別 共通仕様書17-5-4(2)に以下を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="501 1155 1090 1366"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P1-a</td> <td>PC鋼材を用いて桁と下部工を連結するもの a: 落橋防止構造1本当たりの設計地震力〇〇(kN)</td> </tr> <tr> <td>鋼製ブラケット</td> <td>下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送、設置</td> </tr> <tr> <td>アンカー工 φa・L(b)</td> <td>落橋防止構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の不達孔を含む 削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分を行うものをいう。 なお、アンカーボルトの材料は鋼製ブラケットに含む。また、上部工付ブラケットのアンカーボルトの材料はP1-aに含む。 φa: コンクリート削孔径(mm)、L: 設計削孔長(mm)、b: 削孔向き</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-7-2-2 作業内容 落橋防止構造の単価表の項目に含める作業内容は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="501 1422 1090 1702"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P1-a</td> <td>1) 芯出し調整工 2) 上部工付ブラケット、落橋防止構造及びアンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 3) 上部工付ブラケット取付に伴う既設コンクリート桁のチッピング・無収縮モルタルの施工、アンカーボルトの挿入・固定</td> </tr> <tr> <td>鋼製ブラケット</td> <td>1) 芯出し調整工 2) 鋼製ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 3) 鋼製ブラケット及びアンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 4) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの挿入・固定</td> </tr> <tr> <td>アンカー工 φa・L(b)</td> <td>1) 既設コンクリート構造物の不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着 2) 削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-7-2-3 施工 共通仕様書17-4-3に以下を追加する。 (5) 落橋防止構造の溶融亜鉛めっき 落橋防止構造の溶融亜鉛めっきは、共通仕様書11-9-4の各関連項目及び設計図書に示すものとする。 (6) アンカー工の施工については、本特記仕様書26-7-1-2の規定によるものとする。 (7) 無収縮モルタルの施工は構造物施工管理要領III-5-1-2によるものとする。</p> <p>26-7-2-4 溶接に関する事項 落橋防止構造の製作については、共通仕様書17-5-4の規定による他、以下によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">27</p>	単価表の項目	区分内容	P1-a	PC鋼材を用いて桁と下部工を連結するもの a: 落橋防止構造1本当たりの設計地震力〇〇(kN)	鋼製ブラケット	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送、設置	アンカー工 φa・L(b)	落橋防止構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の不達孔を含む 削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分を行うものをいう。 なお、アンカーボルトの材料は鋼製ブラケットに含む。また、上部工付ブラケットのアンカーボルトの材料はP1-aに含む。 φa: コンクリート削孔径(mm)、L: 設計削孔長(mm)、b: 削孔向き	単価表の項目	作業内容	P1-a	1) 芯出し調整工 2) 上部工付ブラケット、落橋防止構造及びアンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 3) 上部工付ブラケット取付に伴う既設コンクリート桁のチッピング・無収縮モルタルの施工、アンカーボルトの挿入・固定	鋼製ブラケット	1) 芯出し調整工 2) 鋼製ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 3) 鋼製ブラケット及びアンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 4) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの挿入・固定	アンカー工 φa・L(b)	1) 既設コンクリート構造物の不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着 2) 削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分
単価表の項目	区分内容																
P1-a	PC鋼材を用いて桁と下部工を連結するもの a: 落橋防止構造1本当たりの設計地震力〇〇(kN)																
鋼製ブラケット	下部工に取り付く鋼製ブラケットの製作、防錆、輸送、設置																
アンカー工 φa・L(b)	落橋防止構造の鉄筋アンカーに必要な既設コンクリート構造物の不達孔を含む 削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着、削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分を行うものをいう。 なお、アンカーボルトの材料は鋼製ブラケットに含む。また、上部工付ブラケットのアンカーボルトの材料はP1-aに含む。 φa: コンクリート削孔径(mm)、L: 設計削孔長(mm)、b: 削孔向き																
単価表の項目	作業内容																
P1-a	1) 芯出し調整工 2) 上部工付ブラケット、落橋防止構造及びアンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 3) 上部工付ブラケット取付に伴う既設コンクリート桁のチッピング・無収縮モルタルの施工、アンカーボルトの挿入・固定																
鋼製ブラケット	1) 芯出し調整工 2) 鋼製ブラケットを設置するコンクリート面のチッピング、不陸調整用樹脂パテ材の施工 3) 鋼製ブラケット及びアンカーボルトの製作、防錆、輸送、設置 4) 鋼製ブラケットのアンカーボルトの挿入・固定																
アンカー工 φa・L(b)	1) 既設コンクリート構造物の不達孔を含む削孔、不達孔の孔埋め、孔の清掃、樹脂接着 2) 削孔に伴い発生するコンクリート塊の運搬・処分																
備考	<p>26-7-2-3 施工 (7) の項目に記載した構造物施工管理要領の内容の修正</p>																

対象	特記仕様書 26-23-2 材料 26-23-3 施工												
誤	<p>26-23-2 材料 無収縮モルタル充填工の材料は、構造物施工管理要領 III-5-2-3の規定によるものとする。</p> <p>26-23-3 施工 無収縮モルタル充填工の施工は、構造物施工管理要領 III-5-2-3の規定によるものとするほか、補剛桁とのすき間を確実に充填できるよう施工計画を立案しなければならない。</p> <p>26-23-4 数量の小數位 無収縮モルタル充填工の検測及び数量の小數位は、共通仕様書1-31-4によらず、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="651 405 954 465"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>無収縮モルタル充填工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検測数量</td> <td>小数3位</td> </tr> <tr> <td>支払数量</td> <td>小数2位</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-23-5 数量の検測 無収縮モルタル充填工の検測は、設計数量 (m³) で行うものとする。</p> <p>26-23-6 支払 無収縮モルタル充填工の支払は、前項の規定で検測された数量に対して、1m³当りの契約単価で支払うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う無収縮モルタルの材料の計量、練り混ぜ、充填、仕上げ、養生等、無収縮モルタル充填工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="550 678 975 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (11)</td> <td>無収縮モルタル充填工</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-24 率計上工事に関する事項 26-24-1 目的及び契約方法 率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書26-24-4に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。</p> <p>26-24-2 用語の定義 共通仕様書1-2に以下を追加する。 (30) 「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。</p> <p>26-24-3 種別 率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">56</p>	区分	無収縮モルタル充填工	検測数量	小数3位	支払数量	小数2位		単価表の項目	検測の単位	特- (11)	無収縮モルタル充填工	m ³
区分	無収縮モルタル充填工												
検測数量	小数3位												
支払数量	小数2位												
	単価表の項目	検測の単位											
特- (11)	無収縮モルタル充填工	m ³											
正	<p>26-23-2 材料 無収縮モルタル充填工の材料は、構造物施工管理要領 III-5-1-2の規定によるものとする。</p> <p>26-23-3 施工 無収縮モルタル充填工の施工は、構造物施工管理要領 III-5-1-2の規定によるものとするほか、補剛桁とのすき間を確実に充填できるよう施工計画を立案しなければならない。</p> <p>26-23-4 数量の小數位 無収縮モルタル充填工の検測及び数量の小數位は、共通仕様書1-31-4によらず、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="678 1305 965 1366"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>無収縮モルタル充填工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検測数量</td> <td>小数3位</td> </tr> <tr> <td>支払数量</td> <td>小数2位</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-23-5 数量の検測 無収縮モルタル充填工の検測は、設計数量 (m³) で行うものとする。</p> <p>26-23-6 支払 無収縮モルタル充填工の支払は、前項の規定で検測された数量に対して、1m³当りの契約単価で支払うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う無収縮モルタルの材料の計量、練り混ぜ、充填、仕上げ、養生等、無収縮モルタル充填工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="582 1579 984 1619"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (11)</td> <td>無収縮モルタル充填工</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>26-24 率計上工事に関する事項 26-24-1 目的及び契約方法 率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書26-24-4に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。</p> <p>26-24-2 用語の定義 共通仕様書1-2に以下を追加する。 (30) 「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。</p> <p>26-24-3 種別 率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">56</p>	区分	無収縮モルタル充填工	検測数量	小数3位	支払数量	小数2位		単価表の項目	検測の単位	特- (11)	無収縮モルタル充填工	m ³
区分	無収縮モルタル充填工												
検測数量	小数3位												
支払数量	小数2位												
	単価表の項目	検測の単位											
特- (11)	無収縮モルタル充填工	m ³											
備考	26-23-2 材料、26-23-3 施工 各項目に記載した構造物施工管理要領の内容の修正												